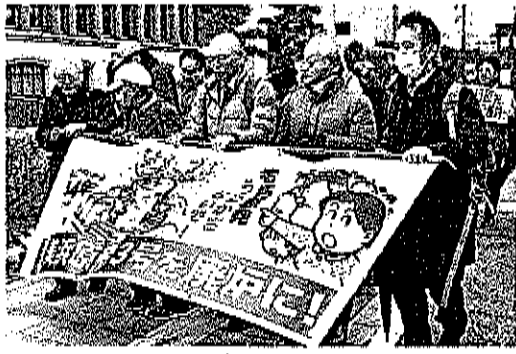


美浜・高浜原発運転差し止め

仮処分の審尋終結

地 裁

福井県などの住民が、関西電力美浜原発3号機と、高浜原発1と4号機の運転



美浜原発3号機の運転差し止め仮処分の審尋を前に、入廷行進する申立人ら。福井地裁前

差し止めを求めた仮処分の審尋が12日、それぞれ福井地裁で終結した。住民側の代理人によると、地裁はいずれも来年3月に判断を下すと住民と関電側に伝えたという。

審尋は非公開。住民側は美浜3号機について、老朽化で重大事故や不測の事態に至る可能性が高まっていると指摘。その上で、原発が備えるべき揺れの大きさを「基準地震動」が小さ過ぎるほか、敷地の極めて近くに活断層があるのに基準が求める「慎重な考慮」がないなどと主張。避難計画も

「実効性がなく」、住民が被曝する危険性があると訴えている。

高浜原発の老朽化については、蒸気発生器の損傷に言及。管の厚みが薄くなる「減肉」が何度も見つかっており、関電の対策では危険だなどと主張している。

住民らは福井市内で記者会見した。美浜担当の井戸謙一弁護士は「裁判長には常識的な感覚でちゃんと判断してほしい」と話した。

双方は今後も書類を追加提出するといいい、関電は取材に「安全性が確保されていることを裁判所に理解してもらえよう主張、立証し、仮処分申し立ての却下を求めていく」とコメントした。

(永井啓子、佐藤常敬)